

新株予約権の無償割当ての概要

1. 株主に割り当てる新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。新株予約権の目的である株式の総数は、当社定款に規定される発行可能株式総数から発行済株式総数を控除した数を上限とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。

② 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

③ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

④ 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、事前に当社取締役会が同意した者及び本対応方針導入日時点で議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者を除く。）ではないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会が別途定めるものとする。

⑤ 新株予約権の取得

新株予約権の行使期間が開始する前日までの間、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、無償で新株予約権を取得することができる。

当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、上記④の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

その他取得条項の詳細については、当社取締役会が別途定めるものとする。

⑥ 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、消却事由及び消却条件その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

2. 株主に割り当てる新株予約権の数

当社取締役会で別途定める割当てに係る基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を無償で割り当てる。

以上